（地方自治法の一部改正）

第二十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の項中「並びに第九項及び第十項」を「、第八項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。）並びに」を「含む。）、第九条第三項並びに」に、「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについては、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改める。

（地域保健法の一部改正）

第二十六条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。

（私立学校法及び沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

一　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八条及び第六十四条第一項

二　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第十九条第二項第二号

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第二十八条　旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画」を「の事業計画」に、「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に、「規定により変更した」を「規定による変更の認可を受けた」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第二十九条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ホ中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第三条第二項（」を「第三条第三項（」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項」を「同項」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第三十一条　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十条」を「第三十条第一項の政令又は同条第三項の政令及び同条第四項」に、「政令」を「条例」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第三十二条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項ただし書中「下水道法」の下に「第四条第一項の事業計画において定められた同法」を加え、「（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）」を削る。

（集落地域整備法の一部改正）

第三十三条　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第八条第四項前段」を「第八条第四項」に、「同条第一項前段」を「同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法第十三条第一項前段」に改め、「第一項後段を除く。）」と」の下に「、同条第二項」とあるのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と」を加える。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第三十四条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第二十三条第三号」を「第二十三条第二号」に改める。

（旧介護保険法の一部改正）

第三十五条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（次条において「旧介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

二　指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

三　指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第百十一条の二中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十三条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十四条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第四号中「第百十条第五項」を「第百十条第六項」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第百十条第五項」を「第百十条第六項」に改める。

（旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　厚生労働大臣は、前条の規定による改正後の旧介護保険法（次項及び附則第四十六条において「改正後旧介護保険法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、前条の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

2　前条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、改正後旧介護保険法第百十条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第三十七条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「第二項」を「第三項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十八条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第八項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第三十条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県（同法第三十四条の規定により同法第十七条第一項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例で」に改める。